

補助金交付申請 (住民票異動後に申請)

必要な書類

- ①交付申請書 (第1号様式)
- ②賃貸借契約書の写し (賃貸住宅入居時に締結したもの)
- ③賃貸借に要した経費の領収書等、支払額の確認ができる書類の写し
 - ・家賃賃料 (R3.4.1~R4.3.31に仲良し夫婦が使用した3か月分の家賃賃料)
 - ・共益費
 - ・敷金
 - ・礼金
 - ・仲介手数料
- ④住宅手当支給証明書 (要領第2号様式)
 - ※住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対して支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- ⑤住民票 (藤枝市の住民票 世帯全員分、前住所地・続柄が記載されたもの)
- ⑥戸籍の謄本 (婚姻日が確認できるもの)
- ⑦市税に未納がないことの証明書類 (3か月以内に発行されたもの)
 - 入居者全員分の最新の市県民税納税証明書。非課税者は証明に替えて健康保険証の写し (表裏)
 - ◀ 藤枝市に転入する前の自治体(納付先の自治体)の証明が必要です。発行方法は各自治体にお問合せください ▶
 - ※市県民税は、1月1日時点で住民票のあった自治体に翌年度の納付を行うものです。住所異動の時期によっては証明を請求する自治体が上記と異なる場合があります。

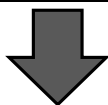
引越し費用の申請をする世帯だけ必要な書類

- ・引越業者の領収書の写し
- ・引越業者の見積書の写し (領収金額の内訳を確認するため見積書も必要です)
- ※物を運ぶ作業以外の付帯的な費用 (エアコン取付費、洗濯機取付費、ピアノ処分料等) は補助対象となりません。
- また、引越し業者を使わずに引越した場合も補助対象となりません。

※認印を持参してください

※郵送不可 (遠方の方は空き家対策室までお問い合わせください)

※住宅メーカー等の方が代理で提出される場合は委任状を添付してください



補助金交付決定

書類審査が完了次第、補助金決定通知書を郵送します。補助金の交付決定金額はこの決定通知にてご確認ください。

請求書の様式を同封しますので、交付決定金額、住所・氏名、お振込み先をご記入のうえ捺印し空き家対策室まで提出してください。



補助金の支払い請求

請求書を提出してください。支払まで1か月程度お時間をいただきます。

- ①請求書 (第3号様式)
- ②通帳の写し (又は窓口で通帳の原本確認)
- ※郵送可